

浜松市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療や介護が必要となっても可能な限り人生の最期まで、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、在宅医療と介護の連携を進め、もって、高齢者の保健福祉の増進と本市の地域包括ケアシステムの構築に資することを目的として、介護保険法第115条の45第2項第4号に規定する浜松市在宅医療・介護連携推進事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 対象者は、市内の高齢者及び高齢者を取り巻く市民等とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、浜松市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の運営について、適切な事業運営が確保できると認められる者に本事業の一部の実施を委託することができる。

(事業内容)

第4条 本事業は、次の各号に掲げる事項により構成するものとする。

- (1) 地域の医療・介護サービス資源の把握及び活用
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療・介護関係者向け研修の実施
- (7) 地域住民への普及・啓発
- (8) その他在宅医療・介護連携推進に関すること

(関係機関との連携)

第5条 市は、前条に掲げる事業を円滑に運営するため、関係団体と密接に連携を図るものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。